

実績評価書

(厚生労働省26(Ⅶ-4-3))

施策目標名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること(施策目標Ⅶ-4-3)							
施策の概要	本施策は、中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援するために実施している。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。							
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,870,836	1,750,574	1,564,814	1,437,423	1,335,626	1,347,246
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	-59,176	50,512	203,772	34,272	17,280	
		合計(a+b+c)	1,811,660	1,801,086	1,768,586	1,471,695	1,352,906	1,347,246
	執行額(千円、d)	1,723,468	1,736,346	1,430,239	1,360,854			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.1%	96.4%	80.9%	92.5%				
関連税制	-							
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
		・中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体により多くの地域で実施されることが中国残留邦人等の自立の支援につながるものであり、その中でも、中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えており、自立支援通訳の更なる活用が重要であるため、派遣実績数を測定指標にするとともに、目標値を前年度以上の派遣数としている。									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度			
	13,889	9,787	9,975	11,527	13,889	15,537	前年度以上	○	○		
	年度ごとの目標値	7,804以上	9,787以上	9,975以上	11,527以上	13,889以上					
	指標2 支援給付実地監査実施割合(支援給付実地監査実施数/支援給付実地監査対象自治体数)(%)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
		・支援給付施行事務監査は、支援給付施行事務の適否を関係法令等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要なら是正改善の措置を講じることにより、適正な運用を確保するための重要な施策であることから、当該数値を測定する。 ・全ての都道府県及び政令指定都市に対して4年間(平成25年~平成28年)をかけて実地監査を行うこととしているため、各年度ごとの目標値を25%刻みとしている。									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度		○	
26.1	49.5	76.8	100.0	26.1	53.0	100.0					
年度ごとの目標値	50以上	75以上	100	25以上	50以上						
指標3 支援・相談員の配置割合(配置自治体数/支援給付を受給する中国残留邦人等が居住する自治体数)(%)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
	・支援・相談員とは、中国残留邦人等からの日常生活上の相談に応じるなど、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として配置しているものである。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体により多くの地域で配置されることが中国残留邦人等の自立の支援につながるため、当該数値を測定する。 ・支援・相談員の配置割合を毎年度把握し、前年度以上の割合を確保することがより充実した支援につながるものであることから、目標値を前年度以上としている。										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度				
96.3	91.5	89.7	97.2	96.3	96.3	前年度以上	○	○			
年度ごとの目標値	94.9以上	91.5以上	89.7以上	97.2以上	96.3以上						
【参考】指標4 中国残留邦人等の帰国世帯数(世帯)	実績値										
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度					
		18	10	5	4	1					
【参考】指標5 永住帰国した中国残留邦人等の人員数(各年度末時点における累計)	実績値										
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度					
		6,764	6,789	6,807	6,814	6,820					
【参考】指標6 中国帰国者支援・交流センターにおける日本語教室の受講者数(人)	実績値										
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度					
		24,512	23,136	45,514	39,570	36,119					
【参考】指標7 地域生活支援事業の自治体の実施率(実施自治体数/中国残留邦人等が居住する自治体数)(%)	実績値										
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度					
		95.2	95.3	94.4	97.2	集計中					

※22年度及び23年度は第2期基本計画期間、24年度から26年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由) 指標1から指標3までについて、平成26年度実績として目標値を上回っていることから、施策目標を達成していると判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 指標1については、社会・援護局関係主管課長会議等を通じて実施主体である自治体に対し自立支援通訳等の人的支援に重点を置く支援を依頼したこと、指標2については、都道府県及び政令指定都市との調整等を計画的に行うことで適切に監査を行ったこと、指標3については、支援の対象となる中国残留邦人等が減少傾向にある中で自治体がより充実した支援を実施するための体制を整備したことなどから、いずれも目標を達成することができた。 中国残留邦人等の永住帰国に当たっての最大の不安は老後の生活であることから、日本語の不自由な中国残留邦人等の個々のニーズに応じた支援を行うとともに、老後の生活を支える支援給付を適正に支給することが重要であり、指標1から指標3までについて目標を達成することにより、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援のための体制を着実に整備し、具体的な支援を行うことができたものと考えられるため、施策目標の実現に向けて有効であると評価できる。
		(効率性の評価) 中国残留邦人等の永住帰国に当たっての最大の不安が老後の生活であることから、自立支援通訳派遣事業や支援・相談員の配置によって個々のニーズに応じた支援を集中的に行うとともに、老後の生活を支える支援給付を適正に支給することは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立を支援するといった施策の実現に当たり重要であり、本施策に係る予算額が減少しているものの、指標1から指標3までについて着実に目標を達成していることからしても、本施策は効率的に実施されていると評価できる。
(現状分析) 指標1の通訳派遣実績数については年々増加傾向となっているが、中国残留邦人等の高齢化に伴う医療・介護サービスのさらなる需要増加を踏まえ、より効率的かつ効果的な実施を検討する必要がある。また、指標2の支援給付実地監査実施割合については老後の生活を支える支援給付の適正な実施を図る観点から重要な取組であるため国として当然行うべきものであること、指標3については中国残留邦人等が減少傾向にあることをそれぞれ踏まえると、それらの指標が今後の施策の測定指標としても適当かどうかについて検証が必要である。		
次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 中国残留邦人等の高齢化に伴う医療・介護サービスの需要増加や二世及び三世の経済的な自立の支援の必要性といった今般の中国残留邦人等の置かれている現状を踏まえ、測定指標を見直すことにより施策の更なる効率的かつ効果的な実施を図ることとする。 (予算要求について) 以下の口で困んだ方向で検討します。 増額 / 現状維持 / シーリングによる減額 / 見直しによる減額 中国残留邦人等の高齢化に伴う医療・介護の需要増加を踏まえ、支援・相談員による通訳業務(医療・介護支援通訳)の充実を図るため。 (税制改正要望について) - (機構・定員について) -	

学識経験を有する者の 知見の活用	第4回厚生労働省政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG(平成27年7月2日開催)において、中国残留邦人等の二世、三世に対する支援の必要性等についてコメントが出されたところであり、委員からいただいた意見を踏まえ、より一層効率的かつ効果的な事業の推進を図る。
---------------------	--

参考・関連資料等	関係法令 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) (右記検索サイトから検索できます) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H06/H06H0030.html 中国残留邦人等への支援 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido02/ 中国残留邦人等実態調査 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/101029-01.html 関連事業の行政事業レビューシート http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2014/h25_7-5-3_saisyu.html
----------	---

担当部局名	社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	作成責任者名	援護企画課 中国残留邦人等支援室長 井上 秀美	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---------------------------	--------	-------------------------------	----------	---------